

<地方消費税交付金(社会保障財源分)の使途状況>

社会保障・税一体改革の一環として、少子高齢化により増加が見込まれる社会保障経費の財源確保を目的とし、消費税率が平成26年度4月より5%から8%に、令和元年度10月より8%から10%に引き上げられました。
この増収分は、全て社会保障施策の経費の財源として活用することとなっております。

令和2年度決算 地方消費税交付金(社会保障分)
1,540,198千円

《社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費》(単位:千円)

項目	款	内容	決算額	一般財源	
				引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉	民生費	社会福祉事業	4,003,704	283,505	891,927
		児童福祉事業	8,064,316	554,490	1,744,466
		生活保護事業	2,477,106	141,510	445,200
		老人福祉事業	149,963	29,427	92,581
	小計		14,695,089	1,008,932	3,174,174
社会保険	民生費	国民健康保険事業	827,013	99,944	314,433
		後期高齢者医療保険事業	1,562,068	323,926	1,019,091
	小計		2,389,081	423,870	1,333,524
保健衛生	衛生費	保健衛生事業	18,743	3,315	10,429
		予防事業	438,140	90,149	283,614
		医療体制充実事業	94,790	13,932	43,833
	小計		551,673	107,396	337,876
合計		17,635,843	1,540,198	4,845,574	

※地方消費税交付金(社会保障分)は、各事業の一般財源部分に充当します。